奈良県広域水道企業団職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。 令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第28号

奈良県広域水道企業団職員の修学部分休業に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

- 第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて18時間45分を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。
- 2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校
 - (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
 - (3) 学校教育法第134条に規定する各種学校
- 3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内において必要と認められる期間とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例(令和7年2月条例第32号)第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに地域手当及び管理職手当並びに規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日当たりの勤務時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における奈良県広域水道企業団の休日を定める条例(令和7年2月条例第8号)第1条第1項第2号に規定する日(土曜日に当たる日を除く。)及び同項第3号に規定する日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し等)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- 2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を 講ずることが著しく困難となった場合は、当該修学部分休業の承認を取り消 し、又は休業時間(修学部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない 時間をいう。)を短縮することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。